

「大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程」に関する実施要領

施行 令和 7 年 10 月 31 日

「大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程」(以下「規程」という。)について、規程第 20 条に基づき、規程の施行に必要な事項を次のとおり定める。

1 用語の定義について（規程第 2 条関係）

規程における「情報システム」とは、規程第 2 条第 1 号に定める仕組みであって、ソフトウェア、プログラムを搭載したコンピュータ及びその周辺機器並びにネットワーク（仮想化技術により同様の機能を有するものを含む。）により情報処理を一体的に行うよう構成されたもの（運用体制を含む。）のうち、当局が導入・構築し運用管理を行うものとし、具体的な対象範囲は別表に定める。

なお、情報システムに係る費用は、ICT 関連経費等の承認が必要となる。

2 最高情報統括責任者が掌理する事務について（規程第 3 条関係）

最高情報統括責任者は、規程第 3 条第 2 項の定めるところにより、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 情報システムに係る企画等に関する所属との協議及び ICT 関連経費等の確認を通じた、情報システムの導入・構築、運用、更新、調達、デジタル化を前提とした業務改革（BPR）及び経費に係る指導及び適正性の確認。
- (2) 情報通信ネットワークに係る企画等に関する所属との協議及び ICT 関連経費等の確認を通じた、情報通信ネットワークの導入・構築、運用、更新、調達及び経費に係る指導及び適正性の確認。

3 課等における体制について（規程第 4・5 条関係）

- (1) 規程第 4 条第 3 項の定める情報統括主任は、課等における係長等から課長等が命ずる。
- (2) 情報統括主任を補佐させるため、課等に情報統括担当者を置くことができる。
- (3) 情報統括担当者は、所管事務における情報システムの企画等及び情報通信ネットワークの整備等のため、DX 推進課からの通知や照会等の対応、情報統括主任が実施する課等内での指導、助言、調整業務等の補佐を主な職務とする。

4 協議に係る共通事項（規程第 6・7・10 条関係）

- (1) 対象は、課等における情報システムの企画、予算要求及び調達に係るものうち、最高情報統括責任者が必要と認めたものである。

- (2) 協議は DX 推進課が行うものとする。協議にあたって DX 推進課に情報統括企画責任者及び情報統括基盤責任者を置く。
- (3) 情報統括企画責任者は DX 推進課長をもって充てる。DX 推進課長は、協議において情報システムの企画、事業の基本方針に対し必要な指導、助言及び指示を行う。
情報システムの企画、事業の基本方針の承認は DX 推進課長が行う。
- (4) 情報統括基盤責任者は ICT 基盤担当課長をもって充てる。ICT 基盤担当課長は、協議において、情報システムの企画、事業の基本方針、予算要求及び調達に対し必要な指導、助言及び指示を行う。
情報システムの予算要求、調達の承認は ICT 基盤担当課長が行う。
- (5) 情報システムを所管する課等は、DX 推進課と協議要否の確認など事前調整を行わなければならない。
- (6) 情報システムの企画、予算要求、調達にかかる協議の対象は、原則として、DX 推進課と事前調整を行った案件とする。協議に際し、情報統括責任者は、別紙「協議依頼書」、別紙「経費の見込額一覧」及びその他 DX 推進課が求める資料を作成し、DX 推進課に提出しなければならない。DX 推進課は必要に応じて最高情報統括責任者に報告しなければならない。また、提出について、情報統括責任者及び情報統括主任は内容の把握と適正性についての確認をしなければならない。
- (7) 情報システムを所管する課等は、予算要求までに、ICT 関連経費について DX 推進課へ予算要求時計画の協議を行わなければならない。なお、予算要求にあたって、予算要求（変更）計画書の承認が得られていないものについては、原則として I C T 関連予算としての予算要求を認めないものとする。
- (8) 情報統括責任者は、前項の規定により作成した予算要求計画又は変更計画の変更をしようとするときは、あらかじめ情報統括基盤責任者の承認を受けなければならない。
- (9) 情報統括企画責任者及び情報統括基盤責任者は、当該協議内容について、必要に応じ当該課等の情報統括責任者に対して意見を付すことができる。情報統括責任者は当該意見に対し、必要な対応を取らなければならない。
- (10) 情報統括企画責任者及び情報統括基盤責任者は、当該協議について、情報統括責任者に対して「承認書」により承認、又は規程の目的に沿っていないとして不承認とすることができます。
- (11) 情報統括責任者は、情報システムを廃止する場合も情報システムの変更に準じ規程第 6 条協議を必要とする。以下、規程第 10 条についても同じ。

5 情報システムの企画に係る承認について（規程第 6 条関係）

- (1) 規程第 6 条第 1 項の「情報システムを企画しようとするとき又は既存の情報システムの変更をしようとするとき」とは次に掲げる場合をいう。なお、情報システムに係

る開発・導入、機種更新及び再構築にあたっては、開発支援コンサル委託やシステム構築業務委託、機器リースなど複数の調達を行うこともあるが、一連の調達は一体として協議を行うこととする。

- ・情報システムの開発・導入をしようとするとき
- ・情報システムの機種更新及び再構築をしようとするとき

(2) 規程第6条第1項ただし書きの「別に定めるもの」とは次に掲げるものをいう。

- ・情報システムの改修
- ・サーバ機器及び端末機（周辺機器含む）のリース延長
- ・サーバ機器の増設
- ・情報システムで利用する端末機（周辺機器含む）の増設及び更新
- ・情報システムへのデータ入力（パンチ）
- ・更新（地図等のデータ更新）委託
- ・設備及び専用装置の一部に含まれるサーバ又は端末で、切り分けが困難なもの（当該機器により通信網の構築や外部通信を行う場合を除く。例えば、専用装置に組み込まれている端末については、その機能が専用装置の一部として密接に統合されており、切り分けが困難であるため除外対象とする。）
- ・SaaS の継続利用（契約更新時において製品指定による調達を行うもの）
- ・サブスクリプション方式動画視聴サービスなどの、当局が保有する情報（データを入力又はアップロードを行わない SaaS の利用）
- ・情報システムに係る新規開発・導入、機種更新及び再構築に係る基本方針作成支援、仕様書作成支援、運用支援、市場調査、BPR支援のコンサル委託（開発（プロジェクト管理）支援に係るコンサル委託を除く）
- ・その他、最高情報統括責任者が特に不要としたもの

(3) 承認を受けた後から調達までの間に基本方針の変更を行う場合は、速やかにDX推進課に報告しなければならない。なお、最高情報統括責任者が必要と認める場合、再度 DX 推進課と協議を行わなければならない。

6 情報システムの運用計画について（規程第8条関係）

- (1) 情報統括責任者は、情報システムの開発・導入及び再構築後の運用について、開発事業者若しくは運用保守業者と調整し、運用ルール、運用方法、障害対応の方法などの情報をまとめた運用計画を作成し DX 推進課へ報告しなければならない。
- (2) 情報統括基盤責任者は、前項で確認した内容について、必要に応じて情報統括責任者に必要な指導、助言及び指示を行う。

7 情報システムの運用管理（規程第9条関係）

- (1) 情報統括企画責任者及び情報統括基盤責任者は、課等における情報システムの導入

後、規程第6条及び10条における協議で承認した内容について、最高情報統括責任者が必要と認める場合は運用実績の確認を行う。

- (2) 情報統括企画責任者及び情報統括基盤責任者は、前項で確認した内容について、必要に応じて情報統括責任者に必要な指導、助言及び指示を行う。

8 情報システムの調達に係る承認等について（規程第10条関係）

- (1) 規程第10条第1項の「情報システムの開発、運用又は変更に係る調達をしようとするとき」とは次に掲げる場合をいう。なお、複数の調達を一体として規程第6条第1項に基づく協議を実施した場合であっても、規程第10条第1項に基づく協議は調達ごとに行うことができる。
- ・情報システムの開発・導入に関する調達をしようとするとき
 - ・情報システムの機種更新（データ移行）及び再構築に関する調達をしようとするとき
- (2) 規程第10条第1項ただし書きの「別に定めるもの」とは次に掲げるものをいう。
- ・ネットワーク回線利用、パンチ作業（データ作成・入力）、システムからのデータ抽出等の調達
 - ・情報システムの改修・運用保守等の調達
 - ・サーバ機器及び端末機（周辺機器含む）の買入、借入（追加、リース延長含む）に係る調達
 - ・SaaS の利用申込み（ただし、業務要件を満たし、他の選択の余地がない（他のサービスよりも相当に優れている）サービス、かつ、サービスの販売方法が、申込みしか対応できない場合のみに限る）
 - ・情報システムに係る開発・導入、機種更新及び再構築の基本方針作成支援や仕様書作成支援、開発（プロジェクト管理）支援等のコンサル委託に係る調達
 - ・設備及び専用装置の一部に含まれるサーバ又は端末で、切り分けが困難なもの（ただし、当該機器により通信網の構築や外部通信を行う場合を除く。例えば、防災設備の中央監視盤に組み込まれている端末については、その機能が専用装置の一部として密接に統合されており、切り分けが困難であるため除外対象とする。）
 - ・その他、最高情報統括責任者が特に不要としたもの
- (3) 承認を受けた後から調達までの間に調達方法の変更を行う場合は、速やかにDX推進課に報告しなければならない。なお、最高情報統括責任者が必要と認める場合、再度協議を行わなければならない。
- (4) 情報統括責任者は、第1項に係る承認を受けた調達について、調達完了後速やかにDX推進課に対して別紙「調達結果報告書」により調達結果を報告しなければならない。DX推進課は必要に応じて最高情報統括責任者に報告しなければならない。なお、最高情報統括責任者は、調達内容が当初の承認内容と異なる場合や情報セキ

ュリティ等に影響を与える可能性がある場合、調達結果によっては、より詳細な内容の報告を求めることができる。

9 局情報通信ネットワークの利用等に係る協議について（規程第16条第3項関係）

- (1) 情報統括責任者は、別紙「協議・申出書依頼書」を作成し、DX推進課を経由して最高情報統括責任者に提出しなければならない。
- (2) 当該課等の情報システム所管課等は、DX推進課と内容の確認及び事前調整を行わなければならない。
- (3) 最高情報統括責任者は、協議において必要な指導・指示を行う。
- (4) 最高情報統括責任者は、当該協議について、情報統括責任者に対して別紙「確認書」を通知する。

10 課等情報通信ネットワークの局情報通信ネットワークへの接続に係る協議について（規程第17条第1項関係）

- (1) 情報統括責任者は、別紙「協議・申出依頼書」を作成し、DX推進課を経由して最高情報統括責任者に提出しなければならない。ただし、「課等情報通信ネットワークの整備」のみを行おうとする場合はその限りではない。
- (2) 当該課等の情報システム所管課等は、DX推進課と内容の確認及び事前調整を行わなければならない。
- (3) 最高情報統括責任者は、協議において必要な指導・指示を行う。
- (4) 最高情報統括責任者は、当該協議について、情報統括責任者に対して別紙「確認書」を通知する。
- (5) 情報統括責任者は、局情報通信ネットワークとの接続を廃止する場合、別紙「協議・申出書」によりDX推進課を経由して最高情報統括責任者に対して報告しなければならない。また、情報システムを所管する課等は、廃止報告を行う前に、DX推進課と内容の確認及び事前調整を行わなければならない。

11 他の局等の局情報通信ネットワークへの接続及び他の局等の情報システム若しくは情報通信ネットワークの局情報通信ネットワークへの接続に係る申出について（規程第19条第2項関係）

- (1) 他の局等の長は、別紙「協議・申出依頼書」を作成し、DX推進課を経由して最高情報統括責任者に提出しなければならない。
- (2) 当該の他の局等のネットワーク又は情報システム所管課等は、DX推進課と内容の確認及び事前調整を行わなければならない。
- (3) 最高情報統括責任者は、協議において必要な指導・指示を行う。
- (4) 最高情報統括責任者は、当該申出について、他の局等の長に対して別紙「確認書」を

通知する。

- (5) 当該の他の局等のネットワーク又は情報システム所管課等は、局情報通信ネットワークとの接続を廃止する場合、DX 推進課を経由して、最高情報統括責任者に対して報告しなければならない。また、情報システムを所管する課等は、廃止報告を行う前に、DX 推進課と内容の確認及び事前調整を行わなければならない。

12 本実施要領について

情報システム等をめぐる情勢は、日々変化し続けており、本実施要領に該当しない場合が想定される。その場合は、DX 推進課と調整し対応することとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和 7 年 10 月 31 日から施行する。
- 2 「大阪市水道局 I C T 計画の推進に関する規程」の施行に関する実施要領は、本要領に改める。

(別表)情報システムの範囲

		ソフトウェア	ハードウェア・情報インフラ								
種別	システム形態	システム サービス アプリ	専用端末 (PC/タブレット/スマートフォン等) ※1	庁内情報端末 LGWAN端末	IoT機器 単体 ※2	回線 単体					
水道局システム	オンプレ	スクラッチシステム パッケージシステム	対象	対象外	対象外	対象外					
	クラウド	ローコード/ノーコード									
		IaaS									
		PaaS									
		SaaS									
国等システム 端末のみ利用		対象外	専用端末を利用する場合は 対象	対象外	対象外	対象外					
業務委託事業者が導入・利用するシステム ※3			対象外								
Webサイト・SNS 庁内情報端末等の準標準・標準外アプリ ※4											
設備及び専用装置の一部に含まれるソフトウェア及びハードウェアで切り分けが困難なもの											

※1 回線・周辺機器を含む

※2 クラウドサービスと連携して情報処理を一体的に行うものは情報システムの対象

※3 包括業務委託事業者を含む

※4 運用保守契約を伴う準標準・標準外アプリを利用する場合、当該ソフトウェアは情報システムの対象

「大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程」に係る「協議案件整理票」

提出日

所属	※情報システムの導入・改修を伴う場合	
担当者名		システム名称
電話番号		

○目的

1 「大阪市水道DX戦略」の取組み

- 選択肢：該当する
該当しない
わからない

2 案件整理票の提出目的

<input type="checkbox"/> 規程【第6条第1項】	情報システムの企画に係る協議
<input type="checkbox"/> 規程【第10条第1項】	情報システムの調達に係る協議
<input type="checkbox"/> 実施要領【4(7)】	情報システムの予算要求に係る協議
<input type="checkbox"/> 【その他】	その他相談等について

○協議概要

3 協議等案件名（調達概要・理由等を簡潔に記載してください）

--

4 協議等案件内容（概要）

※水道DX戦略の施策に係る協議の場合は、施策の全体概要について記載してください。

--

5 経費の見込額

(単位:千円、消費税込)

明 紹	令和 年度				
合 計	0	0	0	0	0

6 リリース時期（今回の協議に基づくリリースの予定を記載してください）

--

7 利用・対象者及び利用・対象者数

<input type="checkbox"/>	市民 约 名	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/>	企業・団体 约 社・団体		
<input type="checkbox"/>	全職員 约 名		
<input type="checkbox"/>	特定部署職員 约 名		

○システム概要

※以下、システムの導入・改修等に伴う場合のみ記載してください。

8 利用ネットワーク（利用しているもの全てにチェックを入れてください）

<input type="checkbox"/>	府内情報ネットワーク	<input type="checkbox"/>	セルラー回線(携帯事業者が提供する回線)
<input type="checkbox"/>	情報通信ハイウェイ	<input type="checkbox"/>	公衆無線LAN・Wi-Fiスポット
<input type="checkbox"/>	独自ネットワーク(LAN・インターネット等)	<input type="checkbox"/>	スタンドアローン(ネットワーク利用なし)
<input type="checkbox"/>	独自ネットワーク(VPN・WAN等の専用線)	<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	インターネット(有線)		()

9 システム構成（利用しているもの全てにチェックを入れてください）

<input type="checkbox"/> 厅内情報パソコン	<input type="checkbox"/> プリンタ(インクジェット・レーザ)
<input type="checkbox"/> 専用パソコン	<input type="checkbox"/> スキャナ
<input type="checkbox"/> タブレット・スマートフォン等	<input type="checkbox"/> モバイルルータ
<input type="checkbox"/> サーバ	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> データヤンタ(ホスティング、ハウジング等)	()

10 システム形態

システム構成	
<input type="checkbox"/>	スタンドアローン
<input type="checkbox"/>	Web
<input type="checkbox"/>	クライアントサーバ(C/S)
<input type="checkbox"/>	クラウドサービス(ASP、SaaS、PaaS、IaaS等) その他 ()

11 開発形態

<input type="checkbox"/>	パッケージソフト(カスタマイズなし)	<input type="checkbox"/>	サービス利用
<input type="checkbox"/>	パッケージソフト(カスタマイズあり)	<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	スクラッチ開発	()

○業者選定方法

12 業者選定方法・調達案件名称（案件ごとに記載してください）

調達方法	調達名称(③⑦の場合は業者名も記載)	選択肢:
		① 競争入札(価格競争)
		② 競争入札(総合評価)
		③ 申込(製品指定)
		④ 申込(見積り比較)
		⑤ 隨意契約(プロポーザル)
		⑥ 隨意契約(見積り比較)
		⑦ 特名随意契約
		⑧ その他 ()

○添付資料

13 補足説明用に資料名称を記載

<input type="checkbox"/> 実施施策企画書	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> システム構成図	
<input type="checkbox"/> 業務フロー図	
<input type="checkbox"/> スケジュール表	
<input type="checkbox"/> 画面・帳票一覧表	
<input type="checkbox"/> 見積書	

-----DX推進課 記入欄-----

○協議要否判定欄

受領日				回答日		
所属						
担当者名						
電話番号						
協議要否	企画		予算要求		調達	
同時協議可否	企画		予算要求		調達	

令和 年 月 日

「大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程」
に係る協議依頼書

情報統括企画責任者 様
情報統括基盤責任者 様

情報統括責任者

「大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程」に基づき、次のシステムに
係る協議を依頼します。

【協議（承認）依頼事項】

- 規程第6条第1項 情報システムの企画に係る協議について
 規程第10条第1項 情報システムの調達に係る協議について
 実施要領4（7） 情報システムの予算要求に係る協議について

所属名	
担当者	
電話番号	
協議（承認）依頼内容	

施策名	
施策概要	
システム等名称	
システム等概要 ※変更の場合は、変更の 内容を記載してください。	
初回稼働時期	令和 年 月
再構築後稼働時期	令和 年 月 【現システムの再構築を実施した場合はその稼働した年月を記載してください】
リリース時期	令和 年 月 【今回の協議に基づくリリースの予定を記載してください】

承認日	基本方針書【第6条第1項承認日】	令和 年 月 日
	予算要求計画書【実施要領4（7）承認日】	令和 年 月 日
システム等の目的	<input type="checkbox"/> 水道DX戦略に基づく取組 <input type="checkbox"/> 事務効率化の為 <input type="checkbox"/> お客さまサービスの向上の為 <input type="checkbox"/> 局事業を行うための基盤整備の為 <input type="checkbox"/> 法令・制度に基づくもの	<input type="checkbox"/> その他
関連する業務、もしくはシステム等	関連業務・システム等	<input type="checkbox"/> その他
特記事項		

※各協議に関わる経費の見込額は別添のとおり。

○各協議段階における経費見込額一覧表

【基本方針:概算見込額】

(単位:千円)

明 細	令和 年度				
合 計	0	0	0	0	0

【予算要求時計画:概算見積額】

概算見込額から変更あり

概算見込額から変更なし

(単位:千円)

明 細	令和 年度				
合 計	0	0	0	0	0

【調達計画:調達見込額】

概算見積額から変更あり

概算見積額から変更なし

(単位:千円)

明 細	令和 年度				
合 計	0	0	0	0	0

【調達計画の内訳】(複数の調達に分かれる場合)

令和〇〇年〇月〇日付け協議分

(単位:千円)

発注対象	令和 年度				
合 計	0	0	0	0	0

令和〇〇年〇月〇日付け協議分

(単位:千円)

発注対象	令和 年度				
合 計	0	0	0	0	0

令和〇〇年〇月〇日付け協議分

(単位:千円)

発注対象	令和 年度				
合 計	0	0	0	0	0

【基本方針書】

No.	項目	説明
1	システム化の背景と目的 ・現況 ・課題や問題点 ・必要性と緊急性 ・導入効果（定量・定性） ・成果や目標 など	
2	業務改善（B P R）の検討 ・業務最適化 ・代替手段の検討 ・既存リソースの活用 ・パッケージソフト等の活用 など	実施・検討の有無（□ 有・□ 無） (実施・検討内容、しなかった・できなかった理由)
3	関連業務との調整・連携 ・連携システム など	調整・連携の有無（□ 有・□ 無） (調整・連携内容、しなかった・できなかった理由)
4	システム化の概要 取扱い情報の種類など システム化範囲と実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱い情報の種類 () ・個人情報の取り扱い有無（□ 有・□ ） →個人情報保護審議会への諮問要否（□ 要・□ 否） ・特定個人情報ファイル（マイナンバー）の取り扱い有無（□ 有・□ 無） →特定個人情報保護評価（P I A）の実施（□ 要・■ 否） →要の場合（□基礎項目評価・□重点項目評価・□全項目評価）
想定システムのイメージ（既存システムがある場合は、当該システム概要）		
	システム形態	<input type="checkbox"/> スタンドアローン <input type="checkbox"/> Web <input type="checkbox"/> クライアントサーバ（C/S） <input type="checkbox"/> A S P ・ホスティング・ハウジング等のサービス利用 <input type="checkbox"/> その他 (内容)
	開発形態	<input type="checkbox"/> パッケージソフト（カスタマイズ：□ 無、□ 有（カスタマイズ率：約____%） <input type="checkbox"/> サービス利用 <input type="checkbox"/> 本市開発 <input type="checkbox"/> その他 (内容)
	利用ネットワーク	<input type="checkbox"/> 情報通信ハイウェイ <input type="checkbox"/> 庁内情報ネットワーク <input type="checkbox"/> 個別のネットワーク（L A N ・イントラネット） <input type="checkbox"/> 外部事業者によるネットワーク（独自に契約したインターネット回線、W A N 等） <input type="checkbox"/> ネットワークの利用なし
別紙資料		<input type="checkbox"/> 実施施策の企画書 <input type="checkbox"/> システム化の範囲 <input type="checkbox"/> システム実現検討資料（機能面及び費用面） <input type="checkbox"/> システム構成概要図 <input type="checkbox"/> 開発スケジュール表 <input type="checkbox"/> 概算見込み額（見積書等の積算根拠資料） <input type="checkbox"/> 【現行】業務フロー図 <input type="checkbox"/> 【システム化・改修後】業務フロー図 <input type="checkbox"/> その他
※協議内容に応じて右記に記載された必要な資料を添付してください。		

【予算要求時（変更）計画書】

No.	項目	内容		
1	システム化の範囲及び機能要件	<input type="checkbox"/> SaaS利用 <input type="checkbox"/> パッケージシステム利用（カスタマイズする場合は以下内容を記載）		
2	システム性能要件 ・システム化の前提条件 ・信頼性要件 ・その他の要件 など			
3	セキュリティ要件	<input type="checkbox"/> 外部ネットワークへの公開 <input type="checkbox"/> 機密情報の取り扱い <input type="checkbox"/> 対象とするシステム利用者の範囲（追加説明参照） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 不特定多数 <input type="checkbox"/> 特定多数 <input type="checkbox"/> 特定限定 		
4	システムの形態及び構成要件 ①処理方式：Web、クライアント・サーバ(C/S)、スタンドアローン等 ②ハードウェア ③基本ソフトウェア ④ミドルソフトウェア ⑤アプリケーション ⑥利用するネットワークの構成 ⑦開発場所、開発環境 ⑧バックアップ方法、冗長化 ⑨その他 等			
5	業者選定方法	調達方法	調達内容（③⑦の場合は業者名も記載）	選択肢
				① 競争入札（価格競争） ② 競争入札（総合評価） ③ 申込（製品指定） ④ 申込（見積り比較） ⑤ 隨意契約（プロポーザル） ⑥ 隨意契約（見積り比較） ⑦ 特名随意契約 ⑧ その他（ ）
6	データ連携	データ連携を行うシステム（ データ連携方法 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体 <input type="checkbox"/> API連携 <input type="checkbox"/> ファイル連携（FTPなど） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
7	画面及び帳票の要件			
8	移行要件			
9	運用保守の要件 ①システムの稼働時間 ②運用管理ツールの導入 ③障害等対応方法 ④バックアップ・リカバリ方法 ⑤実施体制、要員計画 等			
別紙資料 ※追加資料がある場合は、行を追加してください。		<input type="checkbox"/> システム化の範囲 <input type="checkbox"/> システム構成概要図 <input type="checkbox"/> 開発スケジュール表 <input type="checkbox"/> 調達スケジュール表 <input type="checkbox"/> 概算見積書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

【調達（発注）計画書】

項目		内容		
1	調達内容			
2	業者選定方法	調達方法	調達内容 (③⑦の場合は業者名も記載)	選択肢
				① 競争入札（価格競争） ② 競争入札（総合評価） ③ 申込（製品指定） ④ 申込（見積り比較） ⑤ 隨意契約（プロポーザル） ⑥ 隨意契約（見積り比較） ⑦ 特名随意契約 ⑧ その他 ()
				(業者選定方法を変更した場合はその理由を以下に記載)
3	資格要件等 ※入札実施時で、通例的な資格要件以外の要件を設定する場合は、右記に記載してください			
4	特記事項			
	別紙資料 ※追加資料がある場合は、行を追加してください。 ※同時協議の場合は、最終資料を添付してください	<input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 調達仕様書 <input type="checkbox"/> 調達スケジュール表 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

2025年 調達(予定)スケジュール

R7年 4月

日	曜日	主要イベント
1	火	
2	水	
3	木	
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	
		休

R7年 5月

日	曜日	主要イベント
1	木	
2	金	
3	土	
4	日	
5	月	
6	火	
7	水	
8	木	
9	金	
10	土	
11	日	
12	月	
13	火	
14	水	
15	木	
16	金	
17	土	
18	日	
19	月	
20	火	
21	水	
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	
28	水	
29	木	
30	金	
31	土	

R7年 6月

日	曜日	主要イベント
1	日	
2	月	
3	火	
4	水	
5	木	
6	金	
7	土	
8	日	
9	月	
10	火	
11	水	
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	
16	月	
17	火	
18	水	
19	木	
20	金	
21	土	
22	日	
23	月	
24	火	
25	水	
26	木	
27	金	
28	土	
29	日	
30	月	

R7年 7月

日	曜日	主要イベント
1	火	
2	水	
3	木	
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	
		休

R7年 8月

日	曜日	主要イベント
1	金	
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	
6	水	
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	
19	火	
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	
31	日	

R7年 9月

日	曜日	主要イベント
1	月	
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	

※「主要イベント」主な記入事項

①総合評価制度による調達の場合

- ・委員会の設置
- ・第1回委員会の開催
- ・第2回委員会の開催
- ・公示公告
- ・入札参加申込み・参加資格申請
- ・資格審査
- ・質問受付
- ・質問受付の締め切り
- ・質問回答
- ・入札・提案書提出
- ・対面審査

②一般競争入札による調達の場合

- ・開札
- ・第3回委員会の開催
- ・落札者決定
- ・落札者への通知
- ・仕様調整
- ・契約締結
- ・入札結果公告
- ...etc

・契約締結

- ・入札結果公告
- ...etc

令和 年 月 日

「大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程」
に係る承認書

情報統括責任者様

情報統括企画責任者
情報統括基盤責任者

「大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程」に基づき、依頼のあった情報システム等に係る協議について、本通知日を以て次のとおり承認します。

【承認事項】

- 規程第6条第1項 情報システムの企画に係る協議について
- 規程第10条第1項 情報システムの調達に係る協議について
- 実施要領4（7） 情報システムの予算要求に係る協議について

施策名	
施策概要	
システム名	
所管課	
申請日	
その他通知事項	

令和 年 月 日

「大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程」
に係る調達結果報告書

情報統括責任者 様

最高情報統括責任者

「大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程」第10条第3項に基づき、次のシステムに係る調達結果を報告します。

所属・担当名		
担当者名・連絡先		TEL
システム名		
調達内容		

1. 契約方法等	<input type="checkbox"/> 随意契約 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> 見積比較 <input type="checkbox"/> ② 特名随意 <input type="checkbox"/> □特名随意 <input type="checkbox"/> □企画競争方式※ <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約 (①の場合は2~5、②のうち企画競争方式の場合は2~5・8、②のうち特名随意の場合については2~4、③の場合は2~7を記載してください。)	<input type="checkbox"/> 競争入札 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> 一般競争入札 <input type="checkbox"/> □価格競争 <input type="checkbox"/> □総合評価※ <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> 公募型指名競争入札 <input type="checkbox"/> □価格競争 <input type="checkbox"/> □総合評価※ <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> 指名競争入札 <input type="checkbox"/> □価格競争 <input type="checkbox"/> □総合評価※ (上記をチェックした場合は、2~7(ただし、※については8も記入)を記載してください。)
	2. 契約の相手方	
3. 予定価格（税込）	_____円 (<input type="checkbox"/> WTOの適用)	
4. 落札金額又は契約金額（税込）	_____円	
5. 参加者		

6. 入札回数	入札経緯	入札回数_____回	<input type="checkbox"/> 落札（入札において決定した場合） <input type="checkbox"/> 決定（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 8 号により価格交渉で決定した場合） <input type="checkbox"/> 取り止め（事由については、9. その他に記載してください。）
7. 入札執行日（または契約日）	令和 年 月 日		
8. 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・1. 契約方法等が※の場合 <input type="checkbox"/>提案評価表（各参加者の提案金額・評価結果がわかるもの） ・大阪市水道局情報システムの安全性及び適正性の確保に関する規程第 7 条第 3 項の調達協議時と仕様書に変更がある場合 <input type="checkbox"/>仕様書 ・総合評価で入札参加者が 1 者であった場合や入札参加者がなかった場合 <input type="checkbox"/>事情聴取一覧表・見解 		
9. その他			

令和 年 月 日

「大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程」に係る
協議・申出依頼書

最高情報統括責任者様

情報統括責任者

「大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程」に関する実施要領9に基づき、次の局情報通信ネットワークに係る協議を依頼します。

【協議（確認）依頼事項】

	局情報通信ネットワークの利用・利用方法の変更・利用の廃止に係る協議について
<input type="checkbox"/> 第16条第3項	<input type="checkbox"/> 利用
	<input type="checkbox"/> 利用方法の変更
	<input type="checkbox"/> 利用の廃止
<input type="checkbox"/> 第17条第1項	課等情報通信ネットワークの整備・課等情報通信ネットワークの局情報通信ネットワークへの接続に係る協議について
<input type="checkbox"/> 第19条第2項	他の所属において局情報通信ネットワークへの接続への接続に係る申出について

所属・担当部署名	
担当者	
電話番号	
協議（確認）依頼内容	

<input type="checkbox"/> システム名	
<input type="checkbox"/> 課等情報通信ネットワーク名	

令和 年 月 日

「大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程」
に係る確認書

情報統括責任者様

最高情報統括責任者

「大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程」実施要領9に基づき、依頼のあった情報通信ネットワークに係る協議について、本通知日を以て次のとおり確認します。

【確認事項】

□ 第16条第3項		局情報通信ネットワークの利用・利用方法の変更・利用の廃止に係る協議について
		□ 利用
		□ 利用方法の変更
		□ 利用の廃止
□ 第17条第1項		課等情報通信ネットワークの整備・部等情報通信ネットワークの局情報通信ネットワークへの接続に係る協議について
□ 第19条第2項		他の所属において局情報通信ネットワークへの接続への接続に係る申出について

所属名	
確認内容	

□ システム名	
□ 課等情報通信ネットワーク名	